

# 用語委員会規程

2008年 4月 1日制定

## (目的)

第1条 用語委員会は、広報・出版委員会規程に基づき、学会定款第5条（2）の刊行物の発行の事業のうち、用語集の企画、発行を行う。

## (構成)

第2条 用語委員会は委員長、副委員長、幹事及び委員数名により構成する。

第3条 委員長は正会員の中から会長が委嘱する。

第4条 副委員長、幹事、委員は委員長の推薦により正会員の中から会長が委嘱する。

第5条 委員長、副委員長、幹事、委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第6条 委員長は委員会の目的を達成するために活動を統括管理する。

第7条 副委員長は委員長の補佐を行う。

第8条 委員長がやむを得ない事情により職務に就けない場合は、委員長の指名する副委員長、幹事、委員がこれを代行する。

第9条 幹事は委員長を補佐し、用語委員会の事務を取扱い、運営の円滑化を図る。

## (業務)

第10条 用語委員会は、バーチャルリアリティに関する用語を整備し、用語集の発行の業務を行う。

## (運営)

第11条 用語委員会は、委員長が必要と認めた場合、随時開催する。

第12条 用語委員会は、電子メールを用いて行うこともできる。

## (附則)

- 1 本規程に関し疑義が生じた場合は速やかに理事会に諮り、その決定に従う。
- 2 本規程は2008年4月1日より実施する。
- 3 本規程を変更する場合は、理事会の議決を経る。